

地方競馬全国協会 会報

第 276 号 平成 18 年 4 月

目 次

<u>事業計画・事業報告</u>	平成 18 年度事業計画
<u>予算・決算</u>	平成 18 年度予算
<u>評議員会</u>	平成 17 年度第 3 回評議員会の開催
<u>公示・入所試験関係</u>	厩舎関係者養成課程第 1 期生の募集
<u>競馬関係</u>	
登録関係	馬主及び馬の登録数調べ
騎手候補生関係	第 83 期騎手候補生の修了 第 86 期騎手候補生の入所
研修関係	研修実施状況（平成 18 年 1 月～3 月）
その他	平成 17 年度第 4 回補助金の交付決定について
<u>規程関係</u>	
協会業務規程	地方競馬全国協会講習生災害補償給付規程の一部改正 地方競馬全国協会厩舎関係者養成課程に関する規程
<u>人事</u>	平成 18 年 3 月～4 月
<u>できごと</u>	平成 18 年 3 月

平成 18 年度事業計画

インターネットホームページの
「情報公開・個人情報保護」をご覧ください。

平成 18 年度予算

畜 産 振 興 勘 定

収入			支出		
科 目	18 年度	17 年度	科 目	18 年度	17 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	2,927,601	2,802,475	畜産振興補助事業費	813,146	1,092,383
受入利息	12,526	12,313	畜産振興事業費補助金	800,210	1,070,000
雑収入	237,358	16,167	畜産振興補助事務費	12,936	22,383
前年度繰越金受入	547,373	1,154,078	畜産振興事業費	185	191
			振替金		
			競走馬生産振興勘定への振替	200,065	230,195
			繰入金	2,701,462	2,650,264
			競馬連携勘定への繰入金	1,000,000	1,000,000
			管理勘定への繰入金	1,420,291	1,437,976
			退職給与引当金繰入	281,171	212,288
			予備費	10,000	12,000
収入合計	3,724,858	3,985,033	支出合計	3,724,858	3,985,033

競馬業務勘定

収入			支出		
科 目	18 年度	17 年度	科 目	18 年度	17 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	1,023,615	954,200	競馬業務費	673,292	608,657
競馬業務収入	46,606	21,772	登録業務費	12,802	14,265
登録料収入	15,515	17,715	免許業務費	5,985	6,298
免許手数料収入	2,206	2,434	調教師・騎手養成訓練業務費	107,945	109,342
専門職員派遣収入	4,523	1,623	専門職員養成訓練業務費	860	881
調教師・騎手等養成収入	24,362	—	専門職員派遣及びあっせん費	69,191	67,033
受入利息	2,535	2,475	競馬公正化促進事業費	333,669	371,638
雑収入	377,160	31,098	競馬振興促進費	142,840	39,200
前年度繰越金受入	—	161,166	繰入金	567,121	550,054
			管理勘定への繰入金	473,397	479,291
			退職給与引当金繰入	93,724	70,763
			予備費	10,000	12,000
収入合計	1,449,916	1,170,711	支出合計	1,250,413	1,170,711

競走馬生産振興勘定

収入			支出		
科 目	18 年度	17 年度	科 目	18 年度	17 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入			競走馬生産振興事業費		
中央競馬会交付金収入	2,700,000	2,000,000	競走馬生産振興補助事業費	2,899,790	2,230,000
振替金			競走馬生産振興事業事務費	275	195
畜産振興勘定から振替	200,065	230,195			
収入合計	2,900,065	2,230,195	支出合計	2,900,065	2,230,195

競馬連携勘定

収入			支出		
科 目	18 年度	17 年度	科 目	18 年度	17 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入			競馬連携事業費		
中央競馬会交付金収入	—	—	競馬連携事業費補助金	950,000	942,000
繰入金			競馬連携事業事務費	50,000	58,000
畜産振興勘定から繰入金	1,000,000	1,000,000			
収入合計	1,000,000	1,000,000	支出合計	1,000,000	1,000,000

管 理 勘 定

収入			支出		
科 目	18 年度	17 年度	科 目	18 年度	17 年度
	千円	千円		千円	千円
繰入金			管理費		
畜産振興勘定から繰入金	1,420,291	1,437,976	企画広報費	1,795,283	1,840,059
競馬業務勘定から繰入金	473,397	479,291		98,405	77,208
収入合計	1,893,688	1,917,267	支出合計	1,893,688	1,917,267
収入総合計	7,874,774	7,155,744	支出総合計	7,675,271	7,155,744

平成 17 年度第 3 回評議員会の開催

平成 17 年度第 3 回評議員会は、3 月 2 日午前 11 時から世界貿易センタービル浜松町東京會館において、農林水産省生産局競馬監督課長、総務省自治財政局地方債課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員 17 名の出席のもと開催された。

協会から諮問した平成 18 年度事業計画（案）及び同年度予算（案）、同年度畜産振興補助事業実施計画（案）及び業務方法書の一部変更の議題について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

なお、この事業計画（案）及び予算（案）は、平成 18 年 3 月 13 日付けで農林水産大臣の認可を得た。

○評議員

平成 18 年 3 月 2 日現在 五十音順

任期 3 年（平成 17 年 2 月 14 日～平成 20 年 2 月 13 日）

氏 名	職 名
青 池 勲	全国公営競馬馬主連合会会長
井 上 邦 彦	佐賀県競馬組合副管理者
今 泉 敏 朗	岩手県農林水産部長
今 原 照 之	(社) 日本軽種馬協会副会長・常務理事
岩 崎 充 利	(財) 食品産業センター理事長
大 山 勝	全国公営競馬主催者協議会専務理事
緒 方 好 秋	熊本県農林水産部長
奥 村 寛 治	岐阜県地方競馬組合管理者代行
小 畑 則 幸	兵庫県競馬組合副管理者
葛 和 義 孝	埼玉県浦和競馬組合副管理者
佐 藤 隆	北海道農政部長
新 藤 秀 逸	(社) 岐阜県畜産協会会長

高橋秀昌	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
田中孝紀	日本放送協会報道局スポーツ報道センター（ニュース番組）部長
中瀬信三	（社）中央畜産会副会長
仲田和雄	特別区競馬組合副管理者
中谷美津男	（社）兵庫県馬主協会会長
羽田皓	福山市長
東方俊一郎	石川県農林水産部長
増田俊二	東京新聞社友
矢作和人	全国公営競馬調教師会連合会会長
米田博正	全国山村振興連盟常務理事
米村恵子	江戸川大学社会学部教授

厩舎関係者養成課程第1期生の募集

NAR 地方競馬教養センターでは、「厩舎関係者養成課程」平成18年度第1期生を下記のとおり募集します。

厩舎関係者養成課程 募集要領

平成18年度 第1期生

募集人員	10名程度
養成期間	平成18年7月4日～11月30日
養成場所	NAR 地方競馬教養センター（栃木県那須塩原市接骨木443）
応募資格	・ 中学校卒業以上の学歴で入所時25歳以下の方
	・ 概ね体重 65.0 kg以下の方
	・ 乗馬を行うのに身体等に著しい障害のない方
	・ 地方競馬及び生産・育成牧場等に従事しようとしている方
	* 乗馬経験は問いません
申請の手続き	・ 選考申請書・履歴書・身体検査書・写真2葉（36mm×24mm）
提出期限	平成18年6月2日（金） ※必着のこと
選考方法	・ 書類審査及び面接審査 選考場所：地方競馬教養センター
費用負担	・ 入所準備金 25,000円
	・ 授業料 63,000円（1ヶ月）×5ヶ月＝315,000円
	・ 食材費 1,200円（1日）×150日＝180,000円
	・ その他乗馬に必要な装具（キュロット、ヘルメット、長靴、プロテクター等）及び日用品は個人負担になります。又、生産牧場等の見学実習に係る実費費用は自己負担になります。
終了後の進路	地方競馬場及び生産・育成牧場等の厩務員
その他	・ 研修生が訓練に起因する事故等により傷病にかかった場合又は死亡した場合には「地方競馬全国協会講習生災害補償給付規定」の定めるところにより災害補償給付を行います。
	・ 正規の厩舎関係者養成課程は、5ヶ月間全て受講する者のことをいいますが、その他、この課程の一部分のみを受講するコースの聴講生制度もありますので、詳しくは地方競馬教養センターにお問い合わせ下さい。
	・ その他不明な点についても、同所にお問い合わせ下さい。 〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木443 Tel:0287-36-5511 Fax:0287-36-5513

馬主および馬の登録数調べ

平成 18 年 3 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	61	11	5	26			11
馬	564	332	0		281	6	5

競走種類別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	335	1	336	4	340
3 歳	97	0	97	0	97
4 歳	73	0	73	0	73
5 歳	19	0	19	1	20
6 歳以上	34	0	34	0	34
計	558	1	559	5	564

ただし、登録事項の変更及び抹消については3月中に事務処理済みの件数である。

第 83 期騎手候補生の修了

協会は、第 83 期騎手候補生の修了式を 3 月 30 日地方競馬教養センターにおいて行った。修了した者は 8 名で次のとおりである。また、同時に騎手免許試験に合格した修了者 8 名全員に騎手免許証を交付した。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 調 教 師
北海道	齋 藤 博 樹	男	17	原 孝 明
千葉県	本 橋 孝 太	〃	17	矢 野 義 幸
東京都	石 川 駿 介	〃	17	中 村 護
〃	小 林 拓 未	〃	17	竹 山 隆
兵庫県	瀬 沢 宙	〃	17	久 野 進 一
〃	宮 原 義 典	〃	19	渡 辺 幸 生
〃	安 原 勝 久	〃	17	橋 本 忠 男
佐賀県	竹 吉 徹	〃	17	山 田 義 人

(年齢は 3 月 31 日現在)

第 86 期騎手候補生の入所

協会は、第 86 期騎手候補生の入所式を 4 月 5 日地方競馬教養センターにおいて行った。入所試験に合格し、入所した者は 12 名で次のとおりである。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 予 定 調 教 師
茨城県	黒 澤 愛 斗	男	19	未 定
千葉県	川 島 正太郎	〃	15	川 島 正 行
〃	澤 田 龍 哉	〃	15	坂 本 昇
東京都	安 藤 洋 一	〃	16	栗 田 裕 光
〃	岡 田 晴 樹	〃	15	未 定
〃	前 田 政 彦	〃	15	未 定
愛知県	板 野 学	〃	17	未 定
兵庫県	上 村 勇 人	〃	17	森 澤 友 貴
〃	塩 山 将 史	〃	17	吉 行 龍 穂
奈良県	大 柿 一 真	〃	16	山 口 浩 幸
山口県	友 森 翔太郎	〃	17	未 定
愛媛県	大 澤 誠志郎	〃	18	未 定

(年齢は 4 月 1 日現在)

研修実施状況（平成18年1月～3月）

平成17年度第7回騎手研修講座

平成18年2月4日(土)5日(日) 2日 1名

場所 佐賀競馬場裁決委員室

佐賀県	鮫島克也
-----	------

平成17年度第8回騎手研修講座

平成18年3月13日(月) 1名

場所 地方競馬全国協会5F公正部

東京都	的場文男
-----	------

平成17年度ばんえい新人騎手訓練

平成18年2月7日(火)～10日(金) 4日 5名

場所 地方競馬研修館

北海道	浅田達也	北海道	藤島隆雅
	入澤和也		山崎大輝
	竹ヶ原茉耶		

平成17年度第2回発走委員業務研修

平成18年3月13日(月)～3月27日(月) 15日間 2名

場所 地方競馬研修館、大井競馬場、川崎競馬場

埼玉県	都築祥二	兵庫県	山崎務
-----	------	-----	-----

平成 17 年度第 3 回補助金の交付決定について

平成 17 年度競馬連携補助事業の選定に関して、平成 18 年 3 月 20 日付けで農林水産大臣承認（第 4 回）を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

団体別一覧表

平成 17 年度第 4 回競馬連携補助事業交付決定状況

都道県名	補助事業名	補助事業者名	交付決定件数	交付決定金額 (千円)
北海道	競馬連携補助事業	北海道	2	42,855
北海道	〃	北海道市営競馬組合	1	14,710
岩手県	〃	岩手県競馬組合	1	22,382
埼玉県	〃	埼玉県浦和競馬組合	1	10,690
千葉県	〃	千葉県競馬組合	1	10,588
東京都	〃	特別区競馬組合	1	16,688
神奈川県	〃	神奈川県川崎競馬組合	1	12,067
石川県	〃	石川県	1	8,688
石川県	〃	金沢市	1	1,493
愛知県	〃	愛知県競馬組合	1	24,719
兵庫県	〃	兵庫県競馬組合	1	8,450
広島県	〃	福山市	1	4,986
高知県	〃	高知県競馬組合	1	5,978
佐賀県	〃	佐賀県競馬組合	1	22,754
熊本県	〃	荒尾競馬組合	1	11,399
計			16	218,447

地方競馬全国協会講習生災害補償給付規程の一部改正

地方競馬全国協会講習生災害補償給付規程（昭和四十二年度規約第一号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規約は平成十八年四月一日から実施する。

(原文縦書)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第一条 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、騎手候補生、調教講習生、地方競馬の調教師、<u>騎手及び厩舎関係者養成課程に係る講習生</u>その他地方競馬教養センター所長が騎手の養成に関し特に必要と認めて会長の承認を得て入所させた者（以下「講習生」という。）が地方競馬教養センターに入所中の訓練（競馬場等における訓練を含む。）に起因する事故その他会長が特に認める事故（以下「訓練に起因する事故等」という。）により、傷病にかかり、又は死亡した場合には、この規程の定めるところにより災害補償給付を行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、騎手候補生、調教講習生、地方競馬の調教師<u>及び騎手</u>その他地方競馬教養センター所長が騎手の養成に関し特に必要と認めて会長の承認を得て入所させた者（以下「講習生」という。）が地方競馬教養センターに入所中の訓練（競馬場等における訓練を含む。）に起因する事故その他会長が特に認める事故（以下「訓練に起因する事故等」という。）により、傷病にかかり、又は死亡した場合には、この規程の定めるところにより災害補償給付を行う。</p>

地方競馬全国協会厩舎関係者養成課程に関する規程

平成十八年度達第一号

地方競馬全国協会厩舎関係者養成課程に関する規程を次のとおり定める。

平成十八年四月十八日

地方競馬全国協会会長 山 田 榮 司

(目的)

第一条 この規程は、競馬法第二十三条の二十八第二項に定められた申請により認可された厩舎関係者の養成に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第二条 厩舎関係者養成課程に係る講習生（以下「講習生」という。）の募集については、会報に掲載する等の方法で行う。

(選考)

第三条 講習生の選考方法については、所長が別に定める。

(教育担当者)

第四条 地方競馬教養センター（以下「教養センター」という。）における厩舎関係者の養成は、協会の役職員及び教養センター所長（以下「所長」という。）が委嘱した講師がこれにあたる。

(教育科目及び授業時間数)

第五条 厩舎関係者養成課程に係る教育科目及び授業時間数は、別に所長が定める。

(成績の評価)

第六条 成績の評価は、別に所長が定める科目について、厩舎関係者養成課程修了時に、所長が行う。

2 評価の方法は、次の五段階とする。

段 階	採 点
非常にすぐれている	5
優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1

(入所)

第七条 講習生は、協会が指定した期日に教養センターに入所するものとする。

2 講習生は、入所の際、保証人の連署を得た誓約書（様式1）を提出しなければならない。ただし、入所日現在で満二十歳に達している者にあつては、保証人の連署は必要ない。

(休養)

第八条 病気、負傷等で休養を希望する講習生は、休養願（様式2）を提出して、所長の許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定によるもののほか、必要と認める者について休養を命ずることができる。

(帰所)

第九条 前条の規定により休養した者がその理由が消滅したときは、帰所願（様式3）を提出して所長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、所長は、その者の教育に支障がないと認めたときは、帰所すべき時期を指定して許可する。

(休学)

第十条 所長は病気、負傷等で休養を要する講習生について、その休養を要する期間が長期にわたるため第八条の規定による休養を許可し、又はこれを命ずることとした場合においてその者の当該回期に係る課程の履修に支障を生ずるものと認めるときは、その者に対し当該回期に係る課程の休学を命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の規定により休学した者について準用する。この場合において、「帰所願（様式3）」とあるのは「復学願（様式4）」と「帰所すべき時期」とあるのは「復学すべき時期及び編入すべき課程の回期」と読み替えるものとする。

(依願退所)

第十一条 講習生が家庭の事情その他やむを得ない理由により退所を希望するときは、退所願（様式5）を提出して、所長の許可を受けなければならない。

(修了証書の授与)

第十二条 協会は講習生がそれぞれの課程を修了したときは、修了証書（様式6）を授与する。

(表彰)

第十三条 所長は、講習生が次の各号の一に該当するときは、表彰するものとする。

- 一 著しく成績が優秀であったとき。
- 二 その他顕著な功績があったとき。

(懲戒)

第十四条 所長は、必要があると認めるときは、講習生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、訓戒、謹慎及び停学とする。

3 前二項の規定により停学となった者は、停学の期間の満了前に復学願（様式7）を提出して所長の許可を受けなければならない。

4 第九条第二項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において「帰所」とあるのは「復学」と読み替えるものとする。

5 所長は、第一項の規定により講習生を懲戒したときは、保証人にその旨を通知するものとする。

(退所)

第十五条 協会は、講習生が次のいずれかに該当するときは、退所を命ずることがある。

- 一 学業、素行が不良で成業の見込みがないと認められるにいたったとき。
- 二 身体が講習生として適格性を欠くと認められるにいたったとき。
- 三 入所の許可を受けるにあたり虚偽又は不正の事実があったことが判明したとき。
- 四 地方競馬全国協会業務方法書第二十四条各号のいずれかに該当する者であることが判明したと

き。

五 第十八条に定める費用の負担を怠ったとき。

(生活の場所)

第十六条 講習生は、入所期間中教養センター内の寄宿舎又は所長の指定する場所に居住しなければならない。

(教養心得等)

第十七条 講習生は、入所期間中、所長が別に定める「教養心得」その他所長が指示する遵守事項を守らなければならない。

(費用の負担)

第十八条 講習生は、所長が別に定めるところにより、養成及び食事に要する費用に相当する額を負担しなければならない。

(費用の納入)

第十九条 入学金及び授業料は指定された期日までに一括して納入するものとする。

2 講習生が休養、休学又は退所した場合は納入された授業料のうち、履修していない月の授業料については還付する。ただし、入学金については事情の如何にかかわらず還付しない。

(忌引等)

第二十条 所長は、講習生の親族の死亡等やむを得ない事情があると認めるときは、当該講習生を一時帰郷させることができる。

(その他)

第二十一条 この規程に定めるもののほか、講習生の養成に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この達は平成十八年四月十八日から実施し、平成十八年四月一日から適用する。

(様式 略)

人 事

【役員の退任】（平成 18 年 3 月 31 日付け）

坂本 勉（理事）

【役員の就任】（平成 18 年 4 月 1 日付け）

常務理事 信國 卓史（理事）

理 事 雨宮 敬徳（企画部長）

【職員の退職】（平成 18 年 3 月 31 日付け）

加藤 博（公正部専門役）

山口 実（公正部調査役）

小川 仁（公正部長）

佐藤 勇一（公正部首席発走専門役）

雨宮 敬徳（企画部長）

森 悦男（事業推進部調査役）

堀 政志（教養センター養成課）

島崎 猛（事業推進部付）

【職員の配置換】（平成 18 年 4 月 1 日付け） 部長

企画部長（企画部競馬振興室長併任）

小谷 敏彦（事業推進部長）

事業推進部長 上田 毅（企画部次長）

公正部長 瀧島 利雄（事業推進部調査役）

※氏名の括弧内は異動前の役職

できごと

平成18年3月

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 3月 2日 | 平成17年度第3回評議員会（貿易センタービル） |
| 3月 8日 | 平成17年度第5回馬主登録審査委員会 |
| 3月13日 | ダート競走格付け委員会 |
| 3月16日 | 平成17年度第4回調教師・騎手免許試験委員会 |
| 3月18日 | 第83期騎手候補生修了記者会見（地方競馬教養センター） |
| 3月30日 | 第83期騎手候補生修了式（地方競馬教養センター） |